

保健所健康危機管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 多数の市民の生命や健康を脅かす危機的な事態の発生に備え、平常時から保健所各課間において必要な情報交換を行うとともに、健康危機発生時において円滑な連絡調整を行うため、保健所危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)健康危機 食中毒、感染症、飲料水汚染、有毒物混入中毒、その他の原因（千葉市環境基本条例第2条第3号に規定する「公害」を除く。）により、市民の生命や健康を脅かす突発的な事態が大規模あるいは広域的に発生する場合をいう。
- (2)健康危機管理 健康危機に関する原因究明及び健康被害の発生予防並びに拡大防止等の業務をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)健康危機管理に関する取り組みについての情報交換
- (2)健康危機発生時における円滑な連絡調整
- (3)その他健康危機管理に関し必要な事項の調査検討

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健所長とする。
- 3 委員長は、委員会を統轄する。
- 4 副委員長は、保健所次長の職にある者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、課長相当職以上の者をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、委員が会議に出席できないときは、委員の指名する者を代理として会議に出席させることができる。

(健康危機管理担当者)

第6条 千葉市健康危機管理体制の円滑な運営のため、連絡調整を行う組織横断的な役として、健康危機管理担当者に保健所長が指定する保健所次長を充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。